解散公告

当社は、平成二十六年八月四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

京都府長岡京市神足一丁目一九番一三号

株式会社ジェイトレンド

代表清算人　岡原　慶高

解散公告

当社は、平成二十六年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号

株式会社サンビーム

代表清算人　池田　高士

解散公告

当社は、平成二十六年八月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号

日以商事株式会社

代表清算人　池田　高士

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市中央区安土町一丁目八番一五号

株式会社酒井家

代表清算人　中野タカ代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市浪速区戎本町一丁目九番二一号

株式会社レインボー

代表清算人　中野タカ代

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市中央区道修町三丁目二番五号高原ビル五階

株式会社三友社建築事務所

代表清算人　小来田　昭

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

兵庫県神崎郡市川町西田中四番地

市川倉庫株式会社

代表清算人　柳川　幾美

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

兵庫県洲本市宇原四八五番地

池田電機株式会社

代表清算人　池田絵理沙

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

神戸市長田区苅藻島町二丁目一番八号

和光工業株式会社

代表清算人　稲井　博行

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

福岡県福岡市中央区港三丁目三番一四号

株式会社ポーテック

代表清算人　新居田哲司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都足立区扇一丁目一二番二〇号

財団法人青少年福祉センター

代表清算人　山下眞一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

熊本県阿蘇郡小国町西里一五二六番地

宗教法人徳安寺

清算人　古江　吉明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都港区南麻布五丁目一三番一二号

社団法人日本大衆音楽文化協会

代表清算人　久保田育夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月十八日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大分県中津市大字犬丸一六七四番地

農事組合法人中津東部農事生産組合

清算人　中尾　一子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月八日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一二番三九号

茶屋町東地区市街地再開発組合

代表清算人　松塚　澄夫

解散公告

当社は、平成二十六年三月三日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市浪速区戎本町一丁目九番二一号

株式会社レインボー

代表清算人　中野タカ代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪市中央区道修町三丁目二番五号高原ビル五階

株式会社三友社建築事務所

代表清算人　小来田　昭

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

兵庫県神崎郡市川町西田中四番地

市川倉庫株式会社

代表清算人　柳川　幾美

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

兵庫県洲本市宇原四八五番地

池田電機株式会社

代表清算人　池田絵理沙

解散公告

当社は、平成二十六年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

神戸市長田区苅藻島町二丁目一番八号

和光工業株式会社

代表清算人　稲井　博行

解散公告

当社は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

福岡県福岡市中央区港三丁目三番一四号

株式会社ポーテック

代表清算人　新居田哲司

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都足立区扇一丁目一二番二〇号

財団法人青少年福祉センター

代表清算人　山下眞一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

高知市北竹島町一〇三番地一〇

医療法人桂仁会

清算人　楠瀬　桂

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

熊本県阿蘇郡小国町西里一五二六番地

宗教法人徳安寺

清算人　古江　吉明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

東京都港区南麻布五丁目一三番一二号

社団法人日本大衆音楽文化協会

代表清算人　久保田育夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十六年七月十八日開催の臨時組合総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大分県中津市大字犬丸一六七四番地

農事組合法人中津東部農事生産組合

清算人　中尾　一子

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年八月八日大阪市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月二十一日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一二番三九号

茶屋町東地区市街地再開発組合

代表清算人　松塚　澄夫